

令和元年度高知県地域通訳案内士育成等事業委託業務仕様書

1 業務の名称

令和元年度高知県地域通訳案内士育成等事業委託業務

2 目的

高知県を訪れる外国人旅行者の増加に対応できるよう、通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）第 54 条の規定により定めた高知県地域通訳案内士育成等計画に基づき、高知県地域通訳案内士を育成するため、研修、口述試験等を実施し、高知県内において、高知県に関する十分な知識を持ち通訳ガイドができる人材を確保することを目的とする。

3 委託期間

委託契約締結日（令和元年度契約日） ～ 令和 2 年 2 月 28 日（金）

4 事業費

4,535,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。契約上限額。）

5 委託業務内容

「高知県地域通訳案内士育成等計画」を踏まえた上で、次の研修等を実施すること。

(1) 研修の概要

ア 実施する言語及び研修受講者の資格要件

言語	資格要件
英語	TOEIC 730 点以上もしくは実用英語技能検定準 1 級以上
中国語（繁体字）	中国語検定 2 級以上もしくは HSK 5 級以上
韓国語	ハングル能力検定 2 級以上もしくは TOPIK 試験 5 級以上

※日本語以外の言語を母語とする場合は、日本語能力試験 N2 級以上を有していること。

イ 研修受講料

テキスト代、実務研修にかかる実費相当（交通費、施設入場料、保険料等）として、研修受講者 1 人あたり 10,000 円以下で設定すること。

ウ 実施期間

令和元年 9 月～12 月の土日祝日を中心とする日程で開催すること。

具体的な日程については、高知県との協議の上、決定すること。

エ 会場

研修及び口述試験の会場は、高知市内とする。

ただし、実務研修で観光地等での研修を実施する場合はこの限りではなく、高知県内で実施することとする。

オ 研修内容・研修時間・想定される講師

研修項目	研修内容（概要）	研修時間	想定する 研修講師
オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の概要説明 ・高知県のインバウンドの現状と観光施策 ・地域通訳案内士制度について 	1 時間	高知県職員
語学研修	<ul style="list-style-type: none"> ・観光案内業務等、外国人との円滑なコミュニケーションを図るための知識 	10 時間	ネイティブ講師 または全国通訳案内士
コミュニケーション・ホスピタリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳ガイドとしての接遇 ・外国人観光客の特徴、習慣、マナーに関する知識 ・おもてなしの精神や具体的な行動に関する知識 	3 時間	全国通訳案内士 またはインバウンドに関連する事業に従事している者
高知県の食・歴史・自然・文化等観光資源	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県の食・歴史・自然・文化等観光資源に関する知識 	15 時間	全国通訳案内士、観光事業者もしくは県が指定する講師
旅程管理	<ul style="list-style-type: none"> ・国内旅程管理業務に関する知識 	8 時間	観光庁長官の認定を受けた機関
実地研修	<ul style="list-style-type: none"> ・模擬ツアー等によるガイドスキルの向上 ・ガイド業務の探し方 	15 時間	全国通訳案内士、観光事業者
救急救命	<ul style="list-style-type: none"> ・AED の取り扱い ・応急手当の知識・技術 	3 時間	日本赤十字社、消防署等

カ 口述試験の実施

研修カリキュラムの全日程を受講した者に対して、1人あたり10分程度の面談方式による口述試験を行う。

キ 研修受講者と高知県内で登録済みの全国通訳案内士及び地域通訳案内士を対象とした情報共有を図るための懇談会等の実施。

(2) 研修・運営についての打合せに関すること

研修等の実施について、高知県と研修受講者募集前、研修中、研修後それぞれ必要回数のミーティングを行うこと。

(3) 研修受講者の募集等について

高知県内の市町村観光担当課、観光協会、観光事業者、ボランティア団体、大学等に募集活動を行い、研修受講者を確保すること。

ア 高知県地域通訳案内士の育成数

20名以上を確保するよう努めること。

また、確保する研修受講者数は、各言語で偏りが無いよう努めること。

なお、研修の未修了者や口述試験の不合格者が生じる場合に備え、20名を上回る研修受講者を確保するよう努めること。

イ 広報の実施

募集要項及び広報物を作成し、関係機関への配布等により、広く周知すること。

(4) 研修受講の問合せ、申込受付、受講の決定等に関すること

ア 問合せへの対応

受講希望者等からの研修に関する問い合わせ窓口を設置し、問い合わせなどに対して電話やメール等により対応すること。

イ 研修の申込受付

メール又はFAX等により、研修の申込を受け付けること。また、申込者のリストについて、表により取りまとめ、管理すること。

ウ 研修受講料の徴収

受講希望者等に対し、研修受講料の額、納入方法及び返還等について、十分に説明した上で、研修受講料は研修受講前までに納入をさせ、領収書を発行すること。

一旦納入された研修受講料については、原則返還は行わない。ただし、天災などのやむを得ない事情により研修実施が不可能となった場合は、高知県との協議のうえで返還を行うものとする。

エ 研修受講の可否の決定・通知

受講希望者が研修受講者の資格要件を満たしていることを確認し、受講希望者に対する研修受講の可否を通知すること。

なお、受講可能な人数の上限を超える応募があった場合の研修受講の可否については、高知県と協議のうえで決定すること。

(5) 研修の実施に関すること

ア 会場手配及び会場準備等

- (ア) 「語学研修」については、言語別に3会場、その他の必修科目については1会場を手配すること。
- (イ) 「実務研修」について、観光地等で研修を実施する場合は、観光地等を管理する者からの了解を得るとともに、研修受講者や観光客の安全に十分に配慮すること。

イ 研修講師の確保等

- (ア) (1)オの想定される講師を踏まえ、研修講師の選定及び依頼を行うこと（オリエンテーションを除く。）。
- (イ) 講義資料の調整、講師料の支払、その他、研修実施にあたり、研修講師との調整を行うこと。

ウ 研修当日の運営

- (ア) 研修当日の進行、資料準備、会場設営、出欠管理等を行うこと。
- (イ) 資格取得の要件として、研修受講者は全日程への出席を要するものであること。研修受講者が病気や公共交通機関の大幅な遅れ等でやむを得ず研修を欠席する場合は、医師や公共交通機関発行の証明書等で確認すること。
やむを得ず研修を欠席した場合には、後日、欠席した研修に関するレポートを提出することで研修への出席に替えることができる。レポートの作成・提出にあたっては、課題の設定のほか、事前に研修受講者に資料を提供したり、アドバイスを行うなどすること。
ただし、救命救急研修を欠席した場合については、研修期間内に日本赤十字社、消防局、市町村等が実施する「基礎講習」「普通救命講習」等を受講し、その際交付された修了証の確認をもって出席に替えることができる。
- (ウ) 天災等で研修の開催が困難な場合は、高知県と協議のうえで、代替の日程で会場を確保し、研修を実施すること。その際、研修受講者への周知を行うこと。

(6) 口述試験の実施に関すること

- ア 口述試験の会場手配及び会場準備を行うこと。
- イ 審査員の選定及び依頼を行うこと。
- ウ 審査員は全国通訳案内士有資格者や外国語講師等が務め、各言語1名以上を確保すること。
- エ 審査員及び高知県と協議のうえ、口述試験問題を作成すること。口述試験は、研修の理解度、外国語によるスピーキングスキル、プレゼンテーション能力、ガイド能力等について審査し、合否を判定すること。
- オ エに記載している試験の合否判定に関する事務、審査料の支払、その他、口述試

験実施にあたり、審査員との調整を行うこと。

(7) 修了証書の交付に必要な情報の提供

次の要件を満たしている研修受講者に対して、高知県が修了証書を作成し、交付するため、要件を満たしていることが分かる資料を提出すること。

(ア) 研修の全日程に出席していること。

(イ) 口述試験に合格していること。

(8) 地域通訳案内士の活用方策の提案

高知県が実施に向けて検討するうえでの参考とするため、旅行会社等と連携し、通訳ガイドを必要とする者とのマッチングを図る方策について、提案すること。

(9) その他

ア 研修受講者に対し、高知県地域通訳案内士登録に関する諸連絡を行うこと。

イ 研修受講者を対象に、研修全般に関するアンケートを行い、内容を整理してデータを県へ提出すること。アンケートの内容については、高知県に指示によること。

ウ 研修修了者を対象に、高知県ホームページでの「高知県地域通訳案内士」としての掲載希望調査を行い、掲載希望者の掲載内容の情報収集を行い、整理してデータを県へ提出すること。

エ 受託業務に係る実績報告書（2部）を提出すること。実績報告書には本研修実績にかかる収支の実績を記載すること。

6 業務の執行体制の確保

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。

7 留意事項

(1) 受託者は、本業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める個人情報取扱特記事項、特定個人情報等取扱特記事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。

なお、本業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(2) 本業務により得られた成果は、高知県に帰属するものとする。

(3) 本業務の実施にあたり、第三者の著作物を利用する場合は、該当著作権の許諾を得ること。

- (4) 受託者は本業務の一部を委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの本業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で協議し、高知県の承諾を得なければならない。
- (5) 契約の締結、本業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、すべて受託者の負担とする。
- (6) 本業務の実施に当たっては、進捗状況を適宜報告し、高知県及び各関係機関等との連絡調整を十分に図ること。
- (7) 不測の事態が発生した場合や、事業計画等に重要な変更が生じる場合は、速やかに高知県に報告し、協議を行うこと。
- (8) 本業務の実施にあたって疑義が生じた事項及び本仕様書に定めがない項目については、高知県と受託者が協議すること。